

第10期美唄市分別収集計画

令和4年6月

美 唄 市

目

次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定す る主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当市の最終処分場は、平成19年4月から供用開始し、平成27年4月から不燃ごみ、焼却灰、脱水汚泥を埋立しており、令和3年11月には嵩上げが完了し、埋立容量を24,800 m³増とし延命化を図ったところである。また、生ごみを除く可燃ごみについては、岩見沢市及び月形町との2市1町による広域焼却処理を行い、生ごみについては、堆肥化を行っている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ②市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	926 t	907 t	889 t	870 t	852 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、サンアール（3R=Reduce、Reuse、Recycle）推進員の協力による、リサイクル活動を推進する。

- ・教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみの排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・過剰包装の抑制

簡易包装推進店との地域協定や、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・買い物袋の持参の推進

レジ袋などの買い物袋の有料化、マイバック持参の推進等の啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、当市が有する処理施設、選別機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主として ガラス製の容器包装 └─ 無色のガラス製の容器 └─ 茶色のガラス製容器 └─ その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器	段ボール
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	37	36	35	34	34
主としてアルミ製の容器	55	54	52	51	50
無色のガラス製容器	56	55	54	53	52
	56	55	54	53	52
茶色のガラス製容器	65	64	62	61	60
	65	64	62	61	60
その他の色のガラス製容器	36	35	34	33	33
	36	35	34	33	33
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	6	6	6	6	6
主としてダンボール製の容器	206	202	198	193	189
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	110	107	105	103	101
	110	107	105	103	101
主としてプラスチック製の容器包装であってPETボトル以外のもの	357	350	342	335	328
	357	350	342	335	328

注) 下段左：引渡量 下段右：独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
＝ 計画策定年度の分別基準適合物等の収集見込み×人口変動率

人口変動率は、美唄市人口ビジョンの推計値を参照した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
19,590 人 (対前年度比) 97.9 %	19,188 人 (対前年度比) 97.9 %	18,794 人 (対前年度比) 97.9 %	18,401 人 (対前年度比) 97.9 %	18,016 人 (対前年度比) 97.9 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、全市を対象とした計画収集により行う。
なお、自治会や各種の団体が集団回収している容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収 集 ・ 運 搬 段 階	選別・保管等 段 階
缶	スチール製容器	空 き 缶 ペットボトル	市の収集計画による収集	市
	アルミ製容器		住民団体による集団回収、 スーパー等店頭	民間業者
プラスチック	ペットボトル	その他のプラスチック	市の収集計画による収集	市
	ペットボトル以外 のプラスチック製容器包装		市の収集計画による収集	市
ガラスびん	無色のガラス製容器	空 き び ん	市の収集計画による収集	市
	茶色のガラス製容器 その他の色のガラス 製容器		住民団体による集団回収	民間業者
紙 類	飲料用紙製容器	紙 パ ッ ク	市の収集計画による収集	市
			住民団体、学校による集団 回収、スーパー等店頭	民間業者
	ダンボール製容器	ダンボール	市の収集計画による収集	市
			住民団体による集団回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2条第6号）

平成11年度に建設した「新リサイクルセンター」において、缶・びん・ペットボトルを選別、圧縮・保管し、ダンボールは保管する。また、「旧リサイクルセンター」で、その他プラスチック製容器包装を選別、圧縮・保管し、紙パックを保管する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集 積 場 所	共通集積場所利用 専用集積場所利用
収集・運搬	収 集 車 両	共通車両利用
選別・保管	新リサイクルセンター 旧リサイクルセンター	建物面積 497.00㎡ 建物面積 81.33㎡

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器 アルミ製容器	空 き 缶	袋	4t平ボデー車 ※ その他プラスチック はパッカー車を併用	新リサイクル センター ・選別 ・圧縮 ・保管
ペットボトル	ペットボトル			
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	空 き び ん	袋		
ペットボトル以外のプ ラスチック製容器包装	その他プラスチック	袋		旧リサイクル センター ・選別・圧縮・保管
ダンボール製容器	ダンボール	袋又は紐かけ		新リサイクル センター ・保管
飲料用紙製容器	紙 パ ッ ク	袋又は紐かけ		旧リサイクル センター ・保管

※ 袋は、透明・半透明など中身が識別できるものとする。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項
(法第8条第2項第7号)

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるために、廃棄物減量等推進審議会において、ごみの減量やリサイクルの体系など、必要に応じ審議していただく。
- ・サンアール推進員の協力や広報紙・パンフレットなどによる啓発や直接指導を行い、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。
- ・資源ごみの回収は、全市を対象としたステーション方式（一部個別）とする。
- ・資源ごみの排出は、透明・半透明など中身が識別できる袋とする。（牛乳パック、ダンボールは袋又は紐かけ）
- ・分別の徹底を図るため、転入者に対し分別の種類を記載したごみ分別辞典やパンフレットを配布するとともに、市公式HP及び公式アプリにおいてもごみ分別辞典の掲載を行う。また、出前講座の開催により分別を周知する機会を積極的に設ける。